

教育厚生委員会会議録

日時 令和3年10月4日(月) 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後2時20分

場所 委員会室棟 第2委員会室

委員出席者 委員長 古屋 雅夫
副委員長 市川 正末
委員 皆川 巖 乙黒 泰樹 早川 浩 水岸富美男
望月 利樹 藤本 好彦

委員欠席者 委員 桜本 広樹

説明のため出席した者

感染症対策統轄官 小島 良一 感染症対策統轄官補 大久保 雅直
感染症対策グループ感染症対策推進監 佐野 満
福祉保健部長 成島 春仁 福祉保健総務課長 小俣 達也
健康長寿推進課長 細田 尚子 国保援護課長 砂田 千波
障害福祉課長 古澤 義彦 医務課長 齊藤 武彦 衛生薬務課長 大澤 かおり
健康増進課長 行村 真生
子育て支援局長 依田 誠二 子育て政策課長 土屋 嘉仁
子ども福祉課長 柳沢 章司

教育長 三井 孝夫 教育次長 小田切 三男 教育監 中込 司
教育監 手島 俊樹 理事 降旗 友宏 次長・総務課長事務取扱 藤原 鉄也
働き方改革推進監 権太 正弘 ICT教育推進監 遠藤 豊
福利給与課長 田草川 耕 学校施設課長 古屋 ひとみ
義務教育課長 秋山 克也 高校教育課長 高見澤 圭一
高校改革・特別支援教育課長 保坂 一郎 生涯学習課長 鎌田 秀一
保健体育課長 上田 直人

議題 (付託案件)

第108号 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例中改正の件
第109号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中教育厚生委員会関係のもの

請願第2-2号 公立・公的病院の「再編・統合」に反対し、山梨県の地域医療の拡充の意見書採択を求めることについて

請願第2-16号 ゆきとどいた教育を求めることについて

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。また、請願第2-2号、請願第2-16号については継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員席の指定を行った。次に、委員会の審査順序について、知事直轄組織・福祉保健部・子育て支援局関係、教育委員会関係の順に行うこととし、午前10時から午後0時9分まで知事直轄組織・福祉保健部・子育て支援局関係の審査を行い、休憩をはさみ、次に、午後1時15分から午後2時20分まで途中休憩をはさみ教育委員会関係の審査を行った。

主な質疑等 知事直轄組織・福祉保健部・子育て支援局関係

※第108号 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第109号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(宿泊療養施設設置事業費)

乙黒委員 初めに、知直2、3ページ。新型コロナに対応する部分で宿泊施設を活用しているいろいろやられていると思いますが、先ほどの説明の中で、既に、これが6カ所目という話もありまして、軽症者を受け入れるホテルと医療強化型の宿泊療養施設の違いと、ホテルによって対応が違うのかについての説明を、もう一度お願いしたいと思います。

佐野感染症対策推進監 宿泊療養施設につきましては現在6カ所ございますけれども、そのうち中央市にありますホテルルートイン山梨中央、それから富士河口湖町にございます東横INN富士河口湖大橋、この2カ所が、今、医療強化型の宿泊療養施設ということで、8月から稼働しているところでございます。

医療強化型の宿泊療養施設につきましては、病院に入院する症状ではない方が入るところですけれども、そちらは医師が常駐しまして、酸素の投与ですとか、あるいは重症化を防ぐと言われておりますカクテル療法というような、いわゆる医療処置、あるいは投薬もできるということで、より医療的なケアを厚く行える体制が整っております。

乙黒委員 第5波によりコロナ感染の人数がふえる時期があったり、今は落ちついたりという部分で、ホテルの運営が難しいと思うんですけど、今、宿泊療養施設が6カ所あるということで、第5波を過ぎで、今度は第6波を視野に入れて確保していく方向だと思うんですけど、実際に軽症者によるホテルの利用率や

第6波をどの程度想定したうえで、このホテルの数で足りるといった計画。ホテルを借りるというのも、どの程度の期間借りているのか。その辺の計画について、もう少し詳細に教えていただければ。

佐野感染症対策推進監 この夏は入院者等々が多く出たところでございますけれども、一番多かったところが700人を超えるくらい入院者、療養者という形になってございました。厚労省からも、夏の状況を踏まえて医療確保提供体制の見直し等々を進めるようにという通知も来ております。現状、この夏を想定した場合ですと、今回、6カ所目の宿泊療養施設までふやすということをお願いしているところでございます。そうしますと、ホテルでは6施設合わせて966の部屋数を確保することができております。あわせて、病床が367ございますので、この夏の感染者数を想定した場合では十分対応できる状況かと思っております。

それから、期間につきましては、今回の予算では3月末までということをお願いをしているところでございます。

乙黒委員

これから冬場に向けて、またふえる時期になります。感染者数が減ってきた中で、ホテルとの対応は、いろいろ大変だと思いますが、急に人数がふえたときに対応できないことがないように、しっかりとやっていただければと思います。

(電子版かかりつけ連携手帳普及促進事業費)

次に、福9ページ、電子版かかりつけ連携手帳についてお伺いします。私は一般質問でも質問させていただいて、さまざまな利用の部分を考えて、すごく有効的なプランで、さまざまな状況に対応できるように、いろいろと進んでいると感じております。

その中で、答弁にはなかったんですけど、その後の報道を見ていたら、重度心身障害者の金銭的な部分を免除できる仕組みが報道されていたので、その部分について説明をいただければ。

古澤障害福祉課長 重度心身障害者の医療費助成の関係でございます。昨年度6月補正予算に重度心身障害者の医療費助成の新しい仕組みを構築したいということで取り組みを始めてございます。具体的には、窓口無料を念頭に置きまして、実質的に窓口で現金を支払わないで済むよう利便性を向上させるものでございます。

この新しい仕組みですけれども、もともと窓口無料方式というのは、窓口無料を実施していた平成26年10月までは、国が国民健康保険会計の国庫負担金を減額する措置をとっておりました。平成25年度には、本来県や市町村に入ってくる9億円に近い金額が減額されていたということで、今、償還払い方式、自動還付方式という形になっております。

この国民健康保険の減額措置を回避するため、新しい仕組みについては、電子版かかりつけ連携手帳により、投薬ですとか検査の結果、いわゆる患者の医療情報を医師と共有するような仕組みになっていること、また支払いを電子決済にするという、この2つを組み合わせた形で新しい仕組みをつくろうと進めているものでございます。

乙黒委員

当時、私も市議会議員として、無料化が償還払いになったりという部分で、いろんな不自由を感じているというさまざまな声を聞き、市のほうにも言ったり、また県ともいろいろ調整していた。ただ、国からの減額という部分で、なかなかうまくできないという状況だった。

今回の発想は、素晴らしいと思うんですけど、その部分の取り組みについては、昨年審査が済んでいて、今回、この電子版かかりつけ連携手帳が実際に動き出すということで、それが実際にできるようになったという認識でよろしいんですか。

古澤障害福祉課長 補足させていただきます。昨年6月に事業予算を組みまして、厚生労働省とペナルティーの回避について協議を進めてきた結果、実質、繰越事業という形で繰り越しを行うような形になってございます。その事業の中身とすれば、電子決済のシステムをつくるということ、それからモデル事業を実施するという事業内容になってございます。

一定の整理が終わった今の段階で、この10月からモデル事業を実施しようということで進めてきております。この10月というのは、電子版かかりつけ連携手帳が県立中央病院で導入されて動き始めるタイミングに合わせてございます。

乙黒委員 まず、モデルケースでスタートするとお伺いしました。素晴らしい取り組みだと思いますので、電子版かかりつけ連携手帳の普及とあわせて、そういった部分の情報をしっかりと精査して、ほかの病院でもできるようにしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

(ヤングケアラー支援強化事業費)

最後に、もう1点、子4ページ、ヤングケアラーについてお伺いします。

こちらも一般質問をさせていただきましたが、今回、関係機関による連携支援体制の構築ということで、ネットワーク会議や講演会の開催が明記されております。このネットワーク会議に参加されるのはどのような方か、また、講演会はどのような方をターゲットに開催するのかをお伺いします。

柳沢子ども福祉課長 ただいまは、ネットワーク会議の構成メンバー及び講演会のターゲット等について御質問をいただきました。

ネットワーク会議につきましては19名で構成しています。県内の学識経験者、ヤングケアラーについて研究をなさっている大学の先生及び各機関の支援者の代表ということで、地域包括、介護の関係ですとか障害サービス事業者の方、学校は高校や義務教育の学校の校長先生、また、PTAの会長の皆様にも御参画をいただいております。また、今回の調査でも、つなぎ先として市町村に要保護児童対策地域協議会というものがございまして、そこの連携が一番多うございました。この要対協の代表の方にも御参画をいただいているところでございます。

こういった方々に、実際の現場で起こっていることについてきちんと御意見をいただきまして、包括的な支援ができるよう努めてまいりたいと思っております。

もう1点、講演会につきましては、大きくターゲットを2つに分けています。1つは県民向けでございます。県民の皆様がヤングケアラーについて認識していただくことによって、早期の発見や関係機関等への連絡というものにもつながりますし、また、地域の中でお声かけをしていただく、相談に乗っていただくということにも通じるかと考えています。もう1つのターゲットは支援者でございます。早期発見や早期支援、連携という中で、支援者がきちんと相談支援を行うための技術、知識といったものが必要になってまいりますから、こういったものが高められるような研修を行ってまいりたいと思っております。

乙黒委員

ヤングケアラーの存在ですとか、そういった部分の認知が大分進んできた中で、実際にそういった子供たちが、自分がヤングケアラーだと認識したときに、行政として、実際に今後どのようなサポートをするのか。

窓口である学校の指導員ですとか、また関係者と連携をしていく中で、項目として、例えば、経済的な部分や労働力という部分、親や祖父母の介護といった労働的な部分の支えが必要になってくると思うんですけど、実際に行政として具体的にどのようなサポートを考えているのか、今、わかる部分があれば教えていただきたいと思います。

柳沢子ども福祉課長 行政として、ヤングケアラーの子供たちにどのようなサポートをするのかという御質問をいただきました。

まず、子供が認知して相談に移れるような仕組みづくりを構築してまいりますから、その相談をきちんと受けて相談に乗れる体制をつくるのが一番かと思っております、9月の補正予算に計上させていただいたところでございます。

今後につきましては、支援者から見た課題ですとか、実際に支援者がかかわる中で、どのようなサービスができていないのか、また、できていないのか。できていないとすれば、どういった背景があつてのことなのかということなどをネットワーク会議の中で整理をさせていただきまして、今後、必要なサポートを検討してまいりたいと思っております。

乙黒委員

まだまだ具体的なサポートの部分が進められていないのかなと思いますので、まずは、そのケアの部分の先にやっていた中で、実際にヤングケアラーと認知された子供たちは、先ほども言いましたが、経済的な部分ですとか、あと労働力で足りていないところを担ってしまっているの、行政でサポートするとしたら、お金か人手という部分になると思うんです。ただ、子供の立場で補助金の申請をするのは現実的ではないと思いますし、本来であれば保護者がやるべきことだと思うんですけど、それができていないからヤングケアラーになってしまっているということを考えると、具体的なサポートをかなり明確にして、子供たちにも伝えて申請できるシステムをつくらないと、実際にヤングケアラーを救っていくのは難しい。大人だったら情報を仕入れて自分でやっってくださいと言えるんですけど、対象が若い世代ということで、具体的な部分について、かなりわかりやすい発信をしないと。今後は、さらに先の部分をお示しいただきたいなと思います。今は、そこまでお答えできないと思いますので、次回以降またお伺いしたいと思います。

(障害者就労支援施設工賃向上推進事業費)

早川委員

まず、福4ページ、障害者就労支援施設工賃向上、これが産福連携ということですか。障害者就労支援施設の賃金とか商品の値段の問題は昔から重要だったと思うんですけど、今回コロナ禍もあつて、一層苦労されているという状況にあると思います。私のところへもたくさんの方が届いています。一般質問でもあつたかもしれませんが、こういった中で実態調査をして、経営改善もする、また企業とマッチングするということですが、具体的にどんな内容ですか。

古澤障害福祉課長 就労継続支援事業所と企業が連携する産福連携といった取り組みを実施してまいりたいと考えてございます。

やはり、コロナ禍において下請作業が減る、それから製造する商品等の販売

すけど、我々も山梨県の自殺対策議連に参加させていただいておまして、たしか春、6月に委員会がありまして、そこで改めて自殺者がふえているという状況を聞きました。重なるかもしれないですけど、改めて、県内の自殺者の状況、その要因や理由も含めて、できるだけ細かく伺います。

行村健康増進課長 県内に住居を有する方の本年1月から8月までの自殺者数につきましては99名でありまして、前年同期に比べまして20名の増となっております。

具体的な属性等を申し上げますと、男女別では、男性が17名の増、女性が3名の増であります。また、年齢別では、20代が13名の増、80歳以上が5名の増となった一方、唯一減少しているのは40代でございまして、4名の減となっております。

また、原因、動機につきましては、鬱病を含む健康問題が15名の増、勤務問題が7名の増となっております。

早川委員 非常に深刻な問題で、山梨県としても、もう一段突っ込んだ対策をしていかなきゃいけないと改めて感じました。そこで、まず、今回の調査で自殺の要因調査や背景分析ってあるんですけど、この内容をもう少し詳しく教えてください。

行村健康増進課長 本調査につきましては、先行の学術研究等を踏まえまして、自殺死亡率と、例えば失業率ですとか交際費などといった各種統計データを都道府県比較することによりまして、自殺に関連すると考えられる社会的、経済的指標を抽出し、本県の立ち位置を明らかにするとともに、その背景を調査することとしておるものでございます。

さらには、感染症の影響、県民性なども考慮した分析を実施し、本県社会の抱える自殺リスクを検証してまいりたいと考えてございます。

早川委員 こういう調査をすることで指標が数字で出てくるんですけど、議連のときにもさまざまあったんですけど、自殺って、単に数字だけじゃなくて、例えば、気持ちの問題とか健康上の悩みがいろいろ絡み合っていると思うんですよ。調査をしっかりとやっていくためには、自殺をやむを得ずしてしまった側とか、その周りとか、自殺をされる状況になってしまった側の方々やグループとコンタクトを取らないと、調査を分析して数字で……。デスクワークではなくて、現場に寄り添っていかないとかなきゃいけないと思うんですけど、その辺が足りないんじゃないかなと思うんですけど、その辺、今回は何もやらないんですか。

行村健康増進課長 委員御指摘のとおり、自殺の多くが、さまざまな悩みですとか要因が重なり合って心理的に追い込まれた末のものが多いと認識しております。

そういったことを踏まえまして、今回は単に数字だけではなくて、民間支援団体や有識者のヒアリング等を踏まえまして、自殺の原因となった動機を総合的に判断して調査するとともに、例えば、本県の文化、民俗的な背景といったものの影響があるかどうかということについても検証してまいりたいと考えてございます。

早川委員 文化、民俗的などところまで、さまざまということですけど、そういうことも必要だと思います。一番重要なのは、せつかく健康増進課で調査するので、単発的な水際対策で終わってしまうのではなく、本気で取り組むためには根本的な問題解決も必要だと思うんです。そのためには、今回やってきた調査を適材適所でしっかりとフォローアップしていかないとかなきゃいけないと思います。

それで、山梨県全体で全庁的な取り組みが必要です。そのためには、調査した結果を山梨県がどのように真剣に取り組むかが非常に重要になってくると思うので、全庁的な取り組みですので、部長に、どのような考えでいらっしゃるかを最後にお伺いします。

成島福祉保健部長 委員御指摘のとおり、今回調査分析した結果につきましては、当然、福祉保健部だけで対応できるものではないと考えております。県におきましても、自殺対策本部を従前から設置させていただきまして、全庁的にいろいろ情報共有を図る中で対策も進めてきております。今回の調査の結果によりまして、根本的に何が原因なのか、どういうところが要因になっているのかというところを、しっかり全庁的に把握、情報共有させていただきまして、その要因となっているところをしっかりと対応していく取り組みを進めさせていただければと思います。

また、県議会ともしっかり情報共有を図る中で、一緒に対策を進めさせていただきたいと考えておりますので、ぜひとも、よろしくお願いをしたいと思います。

(PCR検査体制強化事業費補助金)

水岸委員 課別説明書、知直2ページ、PCR検査体制強化事業費補助金について何点か伺います。

デルタ株の蔓延により、この夏は全国的に感染者が急増してしまいましたけれども、本県においても、8月には2,000人を超えるという感染者が確認され、過去最多を記録しています。

感染拡大を防止するためには、早期に感染の連鎖を断ち切ることが肝要であり、このためには濃厚接触者等を特定し、確実に検査につなげることが重要だと思いますけれども、そこで何点か伺います。

まず、本県において、現在、1日当たり何件のPCR検査が可能な体制となっているのか。また、これまでに1日当たりの最大件数は何件であったか伺います。

佐野感染症対策推進監 本県では、医療機関、あるいは県衛生環境研究所などを合わせまして、現在、1日当たり790件のPCR検査が可能となっております。また、これまでの1日当たりの実績で最多は、保育所等で実施しております職員の定期検査分を除きますと、8月24日の964件となります。このとき緊急時の対応としまして、各検査機関に時間外を含めた検査をしていただいたことにより対応したところがございますが、このときのように緊急的な対応を要する場合は、現状、1日当たり1,200件のPCR検査が可能となっております。

水岸委員 緊急時は1,200件ということで、通常の検査可能件数を上回る検査を行っているようですが、この補助金により、どの程度件数をふやすことができるのか伺います。

佐野感染症対策推進監 今回の予算によりまして10台のPCR検査機器の整備を予定しており、これによりまして検査件数は480件程度ふやすことができると見込んでおります。

これまでの検査可能件数と合わせますと、1日当たり通常で1,270件のPCR検査が可能となると見込んでおるところでございます。

水岸委員 デルタ株の感染力は野生株の2倍とも言われていますけれども、このデルタ株

よりも感染力の強い異変株が蔓延した場合にも対応できるのか、考えをお聞かせください。

佐野感染症対策推進監 今回の整備により、緊急時として時間外を含め検査をしていただくことによりまして、700件程度検査件数をふやすことが可能になると考えております。

その結果、緊急的な対応が必要となる場合には、これまでと合わせまして1,900件程度のPCR検査が可能となりますので、これまでの最多でありました1日当たりの検査件数の2倍程度までは対応できる見込みとなっているところでございます。

なお、今後、新たな変異株の状況ですとか、また、今、国が検討を進めておりますワクチン・検査パッケージの動向も踏まえる中で、必要に応じて検査体制を検討してまいりたいと考えております。

水岸委員 感染拡大防止のためには、本事業の着実な実施により検査体制を確立いただくようお願い申し上げます。

(宿泊型産後ケア利用促進支援事業費補助金)

次に、子3ページ、宿泊型産後ケア利用促進支援事業費補助金について伺います。

コロナ禍において、身近な人や友達に会ったりする機会も減り、産後の育児に悩むお母さんたちも多いわけですが、県では、9月補正予算に宿泊型産後ケア利用促進支援事業費補助金を計上しておりますが、私は代表質問でも触れさせていただきましたが、このようなときこそ妊産婦のケアを行う産前産後ケアセンターの果たす役割は大きいと考えております。特に、宿泊して助産師等が母親の心身の回復や育児の指導等を行う宿泊型産後ケアの事業の利用が有効であると思っておりますが、そこで何点か伺います。

宿泊型産後ケア事業について、現在の利用状況を伺います。

土屋子育て政策課長 令和3年度につきましても、新型コロナウイルス感染症対策にかなり留意しながら運営しておりますが、4月から8月まで115組、延べ286泊の利用者があったところです。

水岸委員 新型コロナウイルスの感染拡大もあり、運営には苦慮していると思います。母親の負担軽減といった意味でも、産後ケアセンターの安定的な運営は不可欠だと思いますが、現在どのような状況か教えてください。

土屋子育て政策課長 宿泊型の産後ケア事業については、実施主体が市町村になっており、県と市町村が山梨県産後ケア事業推進委員会を組織して運営をしております。センターの運営主体は学校法人健康科学大学であり、宿泊型産後ケア事業について学校法人に事業委託している状況です。

昨年度は、コロナ禍で緊急事態宣言が発令され、センターもかなり経営が厳しい状況に置かれたため、継続して運営できるよう補正予算で財政支援を行ったところです。

昨年度の状況、また産前産後ケアセンター開設からの状況も踏まえまして、安定的な運営が可能となるように、利用実績に応じた委託料から事業に要する経費をベースとした委託料の算定に、算定方式を見直して、安定的な運営ができるようにしたところです。

水岸委員 先ほど早川委員からの質問にもありましたけども、自殺の要因に産後鬱ということが結構あると思います。その防止にもつながると思いますので、ぜひ、周知をしていただきながら、自殺防止にもなればなと思っていますので、よろしくをお願いします。

(病床機能再編推進事業費)

望月(利)委員 課別説明書、福8ページ、病床機能再編推進事業費について、幾つか伺いたいと思います。

先ほどの御説明の中で、地域構想の実現に向けた病床の再編を推進するためという説明を受けました。地域構想というのは、国が令和元年9月に病床数の削減を、これは私の思いですが、一律に全国に病床数の削減を求めるような、ある程度強制して削減していくものじゃないかという思いを持っております。一方、我々の地域医療というのは、それぞれの病院が、それぞれ工夫しながら、例えば、私の地元の飯富病院は削減の対象になっている病院ですが、へき地医療拠点病院とか峡南在宅医療支援センターなど、工夫を凝らして地域のへき地医療、また在宅医療をしっかりと担っている。

私は、こういった国の方針というのは、どうなのかなと思っている中、今回この予算が出てきたので、幾つかお尋ねしたいと思っています。

まず、国が病院名を公表した以降、今は、どのような経過になっているのか伺います。

齊藤医務課長 本県では、平成28年度に地域医療構想を策定しております。その当時の考え方でございますけれども、まず、地域の中で合意形成をしっかりと図っていただくということ、あわせて、県は各病院の自主的な取り組みに対して支援していくということを念頭に進めていったところであります。

この考え方につきましては、令和元年に7病院が公表された以降も変わっておりません。

令和元年当時、その考え方に基つきまして、各地域におきまして全病院、医師会、あとは県等の関係者が一斉にそろいまして、課題の洗い出し等々を行っておったのですが、その後、新型コロナウイルス感染が拡大したということで、実質的に議論をストップしているという状況であります。

望月(利)委員 まさに、コロナ禍で病床を減らしていくというのは、私はナンセンスだと思っています。今の構想から、コロナ感染症が蔓延している状況を踏まえて、国は、この問題についてどのように考えているのか伺います。

齊藤医務課長 コロナ感染症の感染蔓延を受けまして、まさに公立・公的病院がコロナ対応に果たした役割が極めて大きいということでもあります。本県におきましても、それは同様でありまして、国は、このような状況を踏まえまして、再編統合の検討時期でありますとか、構想に関するそもそもの取り組み方について、地方の意見などを踏まえながら改めて示すということになっているところであります。県では、この動向を注視しているという状況であります。

望月(利)委員 まさに、こういう医療の問題というのは、我々地方自治体がしっかりと地域の実情に合った基礎自治体や病院と相談しながら進めていくべき問題だと思っています。今回、この予算書に出ている勝沼病院が支給対象になっているということですが、ここに至った経緯についてお聞かせいただけますでしょうか。

齊藤医務課長 当時作成いたしました国の地域医療構想を進めていくという前提で、消費税の増税分を財源といたしまして、今回、国が10分の10を負担する中で、この給付事業を創設したということでもあります。

勝沼病院でございますけれども、委員おっしゃるように、国が公表した県内7病院の1つではありますけれども、もともと病床の稼働率が低いこと、あとは病床の6部屋を4部屋にして患者さんへのケアを厚くするといった考え方の中から、病院独自の御判断によりまして、この4月に削減をしたところであります。

今回の給付でございますけれども、国の給付要件に合致したというところで給付を受けていただくものでございます。

望月（利）委員 もともと稼働率が低いからという説明で、それで、この予算を予算化して使っていくということですが、この給付金をもとに病院の削減を要請していくと、山梨県全体もそうやっていくよと受け取られてしまうんじゃないかとの懸念もありますが、その点についてはいかがでしょうか。

齊藤医務課長 繰り返しになりますけれども、県のスタンスといたしましては、地域における合意形成を丁寧に図っていくということ。また、各病院の自主的な取り組みを促して、そこに支援をしていくということでもあります。

国が有利な給付金を創設したということですので、要件が合致した暁には給付を受けていただくということでもございまして、決して、県が主導して病床の削減を求めていくというものではありません。

望月（利）委員 繰り返しになりますが、病床数の削減というのは、やっぱり地域でしっかりと考えて判断してやっていくべきもの、そこが主体となるべきものだと思います。

また、病床数を削減していくと、これから高齢者の医療難民がふえていく方向になるんじゃないかと思っております。地域の実情に合った、しっかりとした医療体制を、県、市町村、もしくは医療者が主体となって進めていってほしいと思っておりますが、最後に御所見をいただきます。

齊藤医務課長 繰り返しになりますが、しっかり地元の合意形成を図っていくというスタンスでありますので、今、委員からいただいたお言葉を肝に銘じながら、しっかり地域で合意形成を図っていきたいと思います。

（男性介護者応援プロジェクト事業費）

藤本委員 2点お伺いいたします。

福3ページ、在宅老人対策費の中の男性介護者応援プロジェクト事業費についてお伺いします。

これは、タイトルからして大変期待しているんですが、割と介護者というとイコール女性みたいな、偏見等ではないんですけど、割と介護者や福祉というと女性というイメージがある中で、今後、男性の介護者の果たすべき役割がどんどん上がっていくんじゃないかなと。客観的なデータ等は手元に今ないんですが、現場にいた中で感じていたことなんですけれど。この男性介護者応援プロジェクトというのは、どういった事業を展開するのか。まず、事業の内容についてお伺いいたします。

細田健康長寿推進課長 藤本委員の御指摘のとおり、近年、在宅における男性の介護者の割合は年々ふえております。国の調査では、在宅で介護している3人に1人が男性

という調査結果も出ているところです。

今回の事業の内容ですけれども、男性の介護者は、家事や介護になれておらず、仕事との両立も難しく、また、ふだんから地域のかかわりも少ないと言われております。そのため、一人で抱え込んでしまい、虐待に発展するケースもございます。

特にコロナ禍にあって、社会全体のつながりが希薄になっていることを踏まえ実施する事業でありまして、具体的には、支援のあり方を考えるための講演会や男性介護者同士が語り合う意見交換会を実施する予定となっております。

藤本委員

事業について教えていただきました。僕も現場にいたときに、こういったものがあると、よりアプローチしやすかったかなと。割と男性の方って介護現場に身を置いて長く続けるという方がとても少なかったものですから、こういうメニューがもっと過去にあることで、離職される男性介護者が、より抑制できたんじゃないかなと思いました。

県としてデータがあるかわからないんですが、これまで、今回のような男性介護者に向けた事業を行ったことがあるんでしょうか。

細田健康長寿推進課長 男性介護者に特化した事業は今回初めて実施いたします。

藤本委員が御心配されているのは、恐らく施設の男性従業員の方も含めてかと思えます。施設に勤める方への支援につきましては、これまでも、男性に限らず、離職防止のための若年層への意見交換会やセミナーの実施、それから介護アンバサダーによる魅力の発信事業等を通じて、介護の仕事のやりがいや魅力を発信してまいりました。

また、長く仕事を続けるに当たっては、収入も大事な要素となりますので、処遇改善加算の取得に向けての支援も行っております。

そして、施設が、介護をする職員の方から選んでいただけるように、質の向上を目指すために、今年度は認証評価制度の仕組みを構築しているところであります。

こういったことを通じて、施設で働く職員の確保、定着に努めているところです。

今回の事業につきましては、在宅で家族を介護している男性の方を対象にした事業となっております。在宅で介護をされている方も、いろいろな悩みを抱えながら、特に男性の方は孤立しやすいということで、今回の事業を行うことによって、介護者同士のつながりを持ち、また、我々行政の職員も実際に介護をしている男性の方から直接話を聞くことで、具体的な支援につなげていきたいと考えております。

藤本委員

どんどん施設が出てくればいいんですけど、なかなか施設を建てるということよりも、今、誰かの手を必要としている方ですとか、誰かに背中を支えてもらいたいという方は、やっぱり住みなれた場所での介護を必要としていると思いますので、ぜひ、今後、男性の方への支援を継続して行っていただきたいと思えます。

(在宅医療推進事業費)

それと、もう1点、今度は福9ページ、在宅医療推進事業費についてお伺いいたします。

私は本年2月議会の本会議の一般質問で、在宅医療を支える体制の充実と強化について質問をさせていただきました。この在宅医療の推進というのは、先ほども介護のことを質問させていただいたんですけど、高齢社会における医療

はもとより、へき地などの地理的な要因によって移動の困難な方々が、必要なときに、必要な分だけ、必要な部分に医療を受けられる体制を整備する上で極めて重要な取り組みだと考えます。

そこで幾つかお聞きしたいと思うんですが、まず、本県における在宅医療のニーズの認識を、県としてどのようにお持ちなのかお伺いします。

齊藤医務課長 委員御指摘のように、在宅医療は極めて重要なテーマだと思っております。これまでも住みなれた地域で暮らして療養したいというニーズはもちろんございました。

加えまして、コロナの感染拡大に伴いまして、病院や診療所、施設等々での感染拡大、感染を恐れた方々、もしくは感染を懸念された方々が、なるべくならば自宅で療養したいというニーズがふえてきていると承知しております。このため、これから在宅医療については、しっかり取り組んでいかなきゃならないと思っているところでございます。

藤本委員 今後ますますニーズが高まっていくと。それに輪をかけて、昨年から続いているコロナ禍において、それが加速しているということだったんですが、本県の在宅医療に取り組む医療機関というのが、現在どの程度あるのか、実態についてお聞かせください。

齊藤医務課長 直近の国の統計でございますが、本県におきます訪問診療を実施する病院、一般診療所の数は、合計で129施設となっているところであります。

藤本委員 現在、この129施設で在宅が可能だということですが、今後、在宅をする上で、さまざまな関係部局といいますか、関係者が協力していかないと、なかなか在宅医療を進めようといったときに進んでいかないと思っております。ことしの4月から、山梨大学と連携して講座を開講して、看護師の方たちが点滴などの特定行為を医師がいなくてもできるように研修の機会等を設けているということを伺ったんですけれど、この在宅医療を支える看護師の養成の実態についてお伺いします。

齊藤医務課長 特定行為研修が始まって以来、県内の何人かの方が県外の施設へ行かれまして研修を受けたという実態は承知しているところであります。

この4月以降、山梨大学で初めて県内での研修が可能になったということで、山梨大学の看護師さん、また、ほかの病院の看護師さんが受講していただけていると考えているところであります。

藤本委員 そこで、この在宅医療を推進していく上では、多職種の連携が欠かせないということで、今、看護師、また介護のことを伺いました。この多職種連携の核となるのがトータルサポートマネジャーだと思っております。このトータルサポートマネジャーの養成は非常に重要で、できる限り多くの訪問看護ステーションにトータルサポートマネジャーを着実に配置していくことが重要だと考えます。

そこで、現在のトータルサポートマネジャーの養成と訪問看護ステーションへの配置の実態についてお伺いします。

齊藤医務課長 トータルサポートマネジャーでございますが、平成29年の制度創設からおおむね5年間で50人の目標を立てておりました。ちょうど、ことしが5年目になりました。ことし末までに53名の養成がなされる見込みとなっております。

す。

県内の訪問看護ステーションへの配置の状況でございますが、今年度末見込みで32のステーションに配置できるのではないかと考えておまして、おおむね県下の半数近くのところに置けると考えています。

藤本委員

ぜひ、継続してトータルサポートマネジャーの養成と着実な訪問看護ステーションへの配置を進めていただきたいと思います。

さらに、県では、外来医療計画に基づいて、在宅医療の不足する地域で新たに開業する医師に対して、これまで在宅医療への参加を促してきたと思うんですけど、県として、どのように求めてきたのかお伺いします。

齊藤医務課長

委員御指摘のように、外来医療計画の中で、中北、峡南、富士・東部、いわゆる峡東以外の医療圏におきましては、在宅医療が必要だという認識に立ちました。そのエリアで診療所を開設されるドクターがいた場合には、私どもから文書で在宅医療の取り組みを要請しているところでもあります。

藤本委員

ぜひ、要請、参画については、できる限り同じ目線に立ちまして、現場の先生方から、自然と、うちでも協力したいよという形で、県に問い合わせが来るような形を目指していただきたいと思います。

そこで、在宅医療の充実に向けて、今回この2つの事業を組んだと思うんですけど、具体的な中身について、もう少し詳しくお聞かせください。

齊藤医務課長

まず、AIによる事業でございますけれども、こちらは医療従事者の方の負担軽減を図るということでありまして、体温や脈拍など、いわゆる健康観察の情報を、身につけていただくウェアラブル端末等で自動的に集計を行います。その結果、蓄積されたデータに基づきまして、AIが、このまま経過観察でいいのか、それともドクターや看護師が訪問して様子を見たほうがいいのかといった患者さんの緊急度を判断します。その結果を、ICT機器を用いまして、ドクターや看護師等々の関係者に瞬時に情報が伝達されるということで、負担軽減を図りながら関係者が情報共有できるシステムを、今般、山梨大学がつくるということになりましたので、そこに県が支援したいと考えております。

次に、在宅医療のスタートアップ事業でございますけれども、こちらは、御参画いただく医療機関の裾野を広げたい、なるべく多くの方々に参画いただきたいということで、本県の医療資源や受診動向などの基礎的な調査分析を行いまして、それらのデータを医療法人等にお示しする中で、参入メリットでありますとか、運営ノウハウなどを皆様方と共有して研修をしていきたいと考えているところであります。

藤本委員

ぜひ、この2つの事業を進めていただきまして、具体的に在宅医療の充実に向けて取り組んでもらいたいと思います。

さらに、これまで県では、在宅医療を希望している県民の皆さんの要望に添えるように、地域医療構想の策定前から在宅医療を提供する医療人材等の育成や体制の整備に取り組んでこられたことは評価しています。

今回、在宅医療を担う医療機関の増加に向けて、県として、具体的にどういった目標があるのかお聞かせください。

齊藤医務課長

県の総合計画で、令和4年度の訪問診療を実施する医療機関を設定してございます。こちらでは154施設以上と設定してございます。ただ、これは当時の推計でありますので、次回の医療計画、または総合計画の算定の中では、先

ほど申しあげましたように、コロナ禍の状況を踏まえて、また、先ほど委員からも御質問いただきました地域医療構想などを含めまして、いろいろな要素が加味されますので、改めてしっかり目標値を立てたいと思っております。

藤本委員 　　ぜひ、目標をつくっていただきまして、進めていただきたいと思います。
最後に、山梨県として、今後の在宅医療の推進に向けた県の考え方について御所見をお伺いします。

齊藤医務課長 　本県では、住みなれた地域で安心して暮らしていただけるように、地域包括ケアの構築というものを推進しているところであります。その構築を推進していくためには、まさに在宅医療が大きな柱の1つと考えておりますので、今後とも関係機関の方々としっかり連携する中で、充実した在宅医療の展開をしてまいりたいと思っております。

藤本委員 　　私も、以前、介護ヘルパーとして、遅番ですとか、16時間の夜勤帯で訪問介護をした経験を持っています。繰り返しになりますけれど、今後、高齢者などが住みなれた自宅で自身の状態に応じた在宅医療の提供を受けるためには、在宅医療に携わる医師や看護師の確保はもちろんのこと、医師や看護師、介護支援専門員など、医療や介護にかかわる全ての人が連携して対応していくことが不可欠だと感じました。
ぜひ、県として、今後とも在宅医療の推進に向けて、関係者と連携して、しっかり取り組んでいってほしいと思います。

討論 　　なし

採決 　　全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第 2-2 号 　　公立・公的病院の「再編・統合」に反対し、山梨県の地域医療の拡充の意見書採択を求めることについて

意見

市川副委員長 　先ほども質問にありましたけれども、地域医療の構想の推進は必要であります。地域により公立・公的病院が果たす役割は異なることから、地域の実情を考慮して議論を進めていくことが必要であると思っております。
また、国における新型コロナウイルス感染症への対応等も踏まえた今後の医療提供体制についての議論を注視する必要があることから、継続審査とすることが適当と考えております。

討論 　　なし

採決 　　採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

**※所管事項
質疑**

(障害者就労施設の工賃向上)

早川委員

1点だけ、先ほど障害者就労施設の工賃向上に関して質問したんですけど、これも現場から多くの声がありました。先ほどは民間との産福連携だったんですけど、山梨県とか地方公共団体が独自で優先調達をしており、厚労省が発表している順位を見ると、平成30年度は1,600万円、平成元年度は1,800万円と、いずれも山梨県は都道府県で41位と低いんですね。これは金額なので経済規模とかいろんな理由があるので一概には言えないと思うんですけど、いかんせん低いとあっていまして、産福連携戦略とか言っておきながら、自分たちが低いとちょっとまずいんじゃないかと。まず、この原因をどうお考えですか。

古澤障害福祉課長 委員御指摘のとおり、厚労省の公表する数値というのは、各都道府県の総額をあらわしております。それぞれ地域の事情が異なるため、単純に比較はできないと考えていますけれども、調達額が低い自治体は、やはり財政規模が小さいといった傾向にあると思っております。

また、本県の調達額ですけれども、全国の調達額と比べまして、清掃ですとか施設の管理業務など、調達額の増加に大きく影響する役務の割合が少ない傾向がございます。この部分の発注が少ないことが、実績が低くなっている原因の1つだろうと考えております。

県内の事業所を個々に見ますと、頑張っている事業所もございます。しかし、やはり調達ニーズ、特に、安定的にという点に応えられる事業所が余りないといった課題もあろうかと考えております。

ちなみに、本県の優先調達の実績は、平成24年度から公表されるようになりましたけれども、上昇傾向で推移してきておりまして、平成24年度が441万7,000円ほどでしたけれども、令和元年度は、この4.2倍の1,877万2,000円となっております。

早川委員

先ほど財政規模というお話があったんですけど、これ一概にも言えなくて、宮城県とか千葉県って、四十何番で低いんですね、事前にヒアリングしてみると、千葉県なんて、特にそれを改善しようとして、非常に努力をしている状況があります。

そこで、たしか令和2年度ですね、知事がマスクプロジェクトというのをやって、実績が出ていると思うんですけど、令和2年度の実績はどうだったんですか。その要因についてお伺いします。

古澤障害福祉課長 令和2年度の状況でございますけれども、我が県の調達額の実績は3,376万9,000円となっております。このうち、今お話のありました手作りマスクプロジェクトによる調達額実績が1,883万円ほどとなっております。全体に占める割合も55.8%と高くなっています。

まだ全国の実績が公表されておりませんので、比較はちょっとできないんですけど、このような状況になっております。

早川委員

マスクプロジェクトもいつまでも続くわけじゃないと思うんです。本当に一過性じゃなくてやらないといけないと思うんですけど、県として、例えば千葉県のように、より積極的に取り組むべきだと思うんですけど、その辺は、どうお考えですか。

古澤障害福祉課長 昨年度実施いたしました手作りマスクプロジェクトにつきましては、その

背景として、コロナ感染症の影響がございました。障害者就労支援施設で働く障害のある方の就労の機会、それから工賃を確保する必要があるという課題。それから、保育所や幼稚園、児童養護施設などに不足していたマスクを提供する必要があるという課題。この2つの課題を解決するような施策がございました。

こうした、まとまった物品調達の継続的な実施は、なかなか難しいと考えておりますけれども、委員御指摘のように、やはり知恵を絞って積極的にということ、庁内できちっと連携をしながら、知恵を絞って優先調達が充実できるような取り組みでまいりたいと考えております。

早川委員 もう1つは、各市町村と連携することが必要だと思っています。ただ、これも現場の人たちが言っているんですけど、山梨県の市町村って、そういう優先調達に対して著しく意識が低い。市町村は全国で何番目ぐらいですか。

古澤障害福祉課長 山梨県の市町村の総額ですけれども、昨年度の実績は2,922万5,000円となっています。全国での順位でいいますと47番ということで、厳しい状況でございます。

ちなみに、市町村の実績につきましても、初めて調査が行われた25年と比較すると1.8倍ほど伸びてはございますが、こうした厳しい状況にあるということでございます。

早川委員 47番ということで、もちろん我々も市町村に聞くと、民業圧迫ということと、障害をお持ちの人の製品と、いろいろ難しい問題があると。いかんせん、山梨県が41番で、市町村が47番というのは、県として、市町村に対してもしっかりアプローチというか、働きかけを推進していくべきで、今までどうだったのか。また、コロナ禍もあるし、重要な問題だと思うんで、今後より一層対応していかないとと思うんですが、最後にお伺いして終わります。

古澤障害福祉課長 市町村に対しましては、これまでも優先調達の推進の働きかけをしてきております。例えば、各市町村が集まるような会議の場で意見交換をするといった形の中で、いいアイデアがあれば共有するというのもしながら進めてきてはいます。

今後ですけれども、各市町村と個別に話す機会を設けたいと考えています。当然、地域の事情もあろうかと思いますので、そういったことも踏まえながら、好事例を情報共有するというようなことも行いながら、具体的にどうやるのかをお伝えし、私どもも一緒になって考えたいと思っております。優先調達が向上できるように取り組んでまいりたいと考えております。

(山梨食肉流通センターの甲州牛の問題)

乙黒委員 1点だけお伺いします。山梨食肉流通センターの甲州牛の問題について、一部、ことしに入ってから賞味期限が迫っていた牛肉が混入されていたという問題で、賞味期限に関する部分はこちらとお伺いしたので、その詳細についてお伺いします。

大澤衛生薬務課長 山梨食肉流通センターにおける賞味期限切れの食肉を使用した疑いの事例についてお答えをさせていただきます。

8月25日に、センターからそういった申し出がありました。それから、保健所で立ち入り調査を実施したところでございます。

賞味期限切れとされた食肉そのものがなかったこと、記録や書類等がなかつ

たこと、職員の申し出のみだったということで、賞味期限切れの食肉を使用したという事実を確認できませんでした。

ただ、念のため、ほかに賞味期限切れ食肉の在庫が残っていないことと等か、健康被害が起きていないこと等を確認するよう指導をしたところです。

乙黒委員

昨年も県産ブランド牛を他県産のものに偽装したという問題がありました。この問題が、それと同時期に行われていたんじゃないかという提言があり、当時マスコミに出たときに、その情報を県が把握していなかった、また、食肉流通センターも自発的に発信しなかったということ、私は、そのときに、農政の担当委員長といろいろ話をした。できていなかった部分がありますので、しっかりと指導していただきたい。

10月1日の山日の記事の中に、センターが再発防止策などをまとめた報告書を提出したとあるんですが、この報告書は手元にありますか。

大澤衛生薬務課長 10月1日の記事にありました報告書の提出について、先ほど申しました保健所の立ち入り調査の際、9月30日までに報告書を提出するよう指導してきたところです。

先ほど御説明しました賞味期限切れ食肉の在庫の有無や健康被害があったかどうか、あるいは、記録や書類が整っていないということについて、今後どうするのかということ報告するよう指導してきたところです。

その結果、9月30日に保健所に報告書の提出があったところです。報告書によると、賞味期限切れ食肉の在庫はないということの確認ができております。健康被害も出ていないということの確認ができております。また、今後の改善計画書が提出されておりますので、改善計画書に基づく適正な運用が行われているかどうかを、引き続き、立ち入り調査を行いながら確認していくところでございます。

乙黒委員

社員の倫理観ですとか、教育は当然必要ですけど、一人の倫理観に頼るだけではなく、今後は、会社としてのチェック機構といった部分を、しっかりやっていただきたい。

できれば、その報告書を委員会で資料請求させていただければと思います。

古屋委員長

ただいま乙黒委員から要求がありました資料につきまして、委員会として執行部に資料要求したいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

古屋委員長

執行部に申し上げます。ただいま乙黒委員から要求がありました資料につきましては、作成の上、委員会終了後、委員に配付願います。

望月(利)委員

私は昨年度も教育厚生委員会に所属させていただきました、本年度も2年続けてということで、昨年度、指定管理施設を取り巻く状況について幾つか質問をさせていただきました。本年度も、あゆみの家とか、この所管の指定管理施設について、所管で質問させていただければと思っています。

まずは、あゆみの家についてお伺いします。

昨年度、令和3年度の1年間を指定管理として選定しまして、そのときの募集要項では、県からの委託料2,342万8,000円の基準額を上限として支払うこととなっていました、協定上の委託料は幾らだったのでしょうか。

古澤障害福祉課長 本年度の指定管理料につきましては2,342万8,000円となっております。

望月（利）委員 次ですが、令和3年8月に今年度の募集要項が出ていると思っております。指定管理は4年間で、県からの委託料はゼロということだと思っておりますが、委託料の支払いがなくなった理由を教えてください。

古澤障害福祉課長 当施設は、昨年度まで、指定管理料につきましては県から支払いを行っておりませんでした。障害福祉サービス、障害児福祉サービスにつきましては、市町村から介護給付費が給付されることから、この財源を直接事業所が受け入れるという形で、県からの支出というのはございませんでした。

今年度につきましては、昨年度、もともと民間移譲の予定で進めていきましたが、公募したところ希望者がなく、指定管理を続けなければならないという状況になりました。また、以前の指定管理者が当施設を引き続き指定管理を引き受けるという意向がなかったものですから、新しい指定管理者にかわっております。その指定管理者は、同じ南アルプス市内にございます社会福祉法人手をつなぐ親の会でございますけれども、この指定管理者のもとで新しく施設の運営が始まっています。

新しい施設の利用者でございますけれども、昨年度までの利用者につきましては、従前の指定管理者がみずからの施設で支援を継続するということになりましたので、4月以降は県立あゆみの家を新しい指定管理者が順次、北病院から利用者を受け入れながら運用していくということになりました。その支援給付費との関係でございますけれども、どうしても施設基準に基づく人員を確保して配置しなければならないこととなりますので、一定の費用がかかりますが、それに対する給付費が市町村から十分に支出されないということで、この差を補填するような予算を組んでおります。

望月（利）委員 次ですが、施設の定員が、自立訓練20名、宿泊型が20名の利用定員ということになっております。指定管理を開始して半年程度だと承知していますが、利用実績はどれぐらいでしょうか。

古澤障害福祉課長 定員20名に対しまして6名の入所という状況になってございます。

望月（利）委員 職員数ですが、令和2年4月1日当時は12名ということだったと思いますが、現在は何人でやっていますか。

古澤障害福祉課長 昨年は12名でございましたけれども、本年度は若干少なくなっております。基準はクリアをしてございますけれども、10名ほどとなっております。

望月（利）委員 10名ということで、2名減って運用しているということ承知いたしました。

次に、育精福祉センターについてお伺いしたいと思います。

来年度から、成人寮と児童寮を一本化して4年間の指定管理を募集することにして承知していますが、私は募集要項を拝見させていただいたんですが、管理運営に必要な経費の一部として、こちらは委託料を支払うということになっております。その金額は、4年間で5億3,184万9,000円と承知していますが、こちらには委託料を支払う理由と、その積算の内訳を、わかる範囲で構いませんが、教えていただけますでしょうか。

古澤障害福祉課長 これまで、育精福祉センターの成人寮と児童寮は、それぞれ別の施設として指定管理を出してきたという経緯がございます。

児童寮につきましては昨年度からということで、指定管理者自体は同じ法人になってございます。今年度で指定管理期間が終了いたしますので、明年度からは、これを一体で運用していただくということで、指定管理を一体で出すような形をとってございます。

児童寮につきましては、県直営で実施していた時期もそうございましたけれども、昨年度も今年度も、児童施設ということで児童相談所等との関連もございまして、受け入れに一定数の定員に少しあきを設けなければならないということもございまして、定員いっぱい的人员が確保できれば支出と収入が追いついていくんですけれども、どうしても支出に対して収入が追いつかないようなところがございます。これまで県の直営のときにも赤字になっていましたし、昨年、ことしは、指定管理者の運営に対して指定管理料を出すことで運営を回してきているという状況でございます。

明年度につきましても、成人寮につきましては、障害福祉サービスが入ってきますので、そこは指定管理料を計算していない。児童寮につきましては、昨年度、ことしの実績等を考慮いたしまして、主に人件費が大きいですけれども、指定管理料として支出するという方向で計算をさせていただいているところでございます。

望月（利）委員 今、口頭で積算内訳も含めて理由を申し上げていただいたんですが、資料としていただけるのであれば、後ほどいただきたいんですが、委員長どうでしょうか、お諮りください。

古屋委員長 ただいま望月委員から要求がありました資料につきまして、委員会として執行部に資料要求したいと思いますのですが、よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

古屋委員長 執行部に申し上げます。ただいま望月委員から要求のありました資料につきましては、作成の上、委員会終了後、各委員に配付願います。

望月（利）委員 前回の指定管理時、児童寮については、指定期間が2年間、委託料の基準額は1億6,825万4,000円でした。実際の協定上の委託料というのは、私は存じ上げていませんけど、ほぼ同額ぐらいかと推測します。前回の基準額は、資料を見たら単年度平均で8,427万円と書いてありました。

一方、今回は単年度で1億3,296万2,000円で、1.5倍になっているというところで、この増額理由についてお聞かせください。

古澤障害福祉課長 明年度から4年間の指定管理料の積算に当たっては、今後の指定管理施設における利用者の動向等を推計いたしております。本年度、高校3年生の方が割合多く在籍をしております、この方たちが今年度で退所した後の利用が若干少なくなってきております。そのあたりを勘案いたしまして見込み数字を出し、積算を行った中で、収入が減っていきますので、その部分を指定管理料として出すとなっております。

望月（利）委員 委託料がなければ赤字になってくると思っています。成人寮の昨年度の決算状況を見ますと、単年度で3,000万円余りの預貯金があると承知してい

ます。2億5,000万円余の累計額に上ると私は計算しましたが、こういった黒字経営の要素を加味して、児童寮の委託料を算定されるべきと思いますが、いかがでしょうか。

古澤障害福祉課長 指定管理料の積算に当たりましては、児童寮は児童寮のということで積算をさせていただきました。

成人寮の収支差額につきましては、もともと社会福祉法人につきましては、社会福祉充実計画に基づきまして、みずから充実費に充てるような計画をつくって公表し、それに基づいて事業を行うスキームになってございます。

この指定管理料自体は、当然、市町村経由で行っておりますし、県だけが出している財源ではございません。そういったこともございますし、他の民間の施設も同じように給付がされている中で運営されていますので、その辺の公平感等も当然でございます。なので、個別に計算をさせていただいて、児童寮については赤字が出ることを見込んで管理料を出しているという状況でございます。

望月（利）委員 指定管理制度の意義に、管理運営経費の削減による施設を所有する地方公共団体の負担の軽減というのが一般的に挙げられると思っています。

しかしながら、委託料が増額されており、県の負担がふえているということで、なかなかずっと落ちてこないなという部分もあります。解消に努めていく御努力をされるとと思いますが、最後に御所見を伺います。

古澤障害福祉課長 実際に、例えば、この指定管理者である手をつなぐ親の会につきましては、昨年度末、県の指定管理施設でありました県立梨の実寮という施設の有償譲渡を引き受けているという状況もございます。

こうした県立施設を引き受けてもらうために、やはり費用が発生しているものを法人全体の剰余金の中から支出している。その中には、一部こうした収支差額を活用しているような例もあろうかと思っておりますので、法人全体の運営と各施設の状況なども勘案しながら、よく、そこは精査もさせていただきまして、県の支出がなるべく抑えられるようにという考え方を持ちながらですけども、運営してまいりたいと思っております。一方で、先ほどもありましたけれども、指定管理者自体も法人として社会福祉充実計画にのっとって事業を展開していくという考え方もございますので、この辺も含めまして勘案しながら、運用を丁寧に確認しながらやっていきたいと考えております。

主な質疑等 教育委員会関係

※第109号 令和3年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(ヤングケアラー相談支援強化事業費)

乙黒委員 教4ページ、ヤングケアラー相談支援強化事業費についてお伺いします。

私は一般質問でも質問させていただいて、先ほど午前中の子育て支援局でも同様の質問をさせていただいたんですが、質問の答弁でもありましたとおり、

学校のヤングケアラーの皆さんに対応するという事で、スクールソーシャルワーカーによって相談体制の強化を行うと、これは本当に素晴らしいことだなと思っております。

その中で、今後ヤングケアラーの対象となるような子供たちから、さまざまな質問や相談が来るという中で、現時点で、どのような相談を想定して、行政としてどのような支援や対応を考えているのか、お答えをお願いします。

秋山義務教育課長 現在どのような相談を想定しているかということですが、何かこれと絞って考えてはおりません。今、子供が抱えている問題は、家庭によってさまざまだと思いますので、それに適切に対応できるよう、そういった知識等を身につけるため、ソーシャルワーカーを含めて、学校の教員も研修を受けながら対応していきたいと考えております。

乙黒委員 おっしゃるとおり、私も、相談があつてから考えるというのが普通の感覚なのかなと思っています。実は、この間質問をした後に、別の方から「じゃあ、具体的にどんなことができるの?」と言われたときに、私は、なかなか具体策をお答えできなかったんです。

実際に、ヤングケアラーと言われる子供たちにどんな支援ができるかというのと、抱えている問題が、御家庭の事情で金銭的な部分、あとは人手が足りなくて親御さんや祖父母の面倒を見ているとか、アンケートの結果なども含めると、そういった部分の支援が、ある程度明確に絞れていると思うんです。それ以外の多岐にわたる相談に関しては、今後随時対応していくにしても、恐らく金銭面や人的な支援の部分は必ず出てきますので、そういったときに、その子供たちに、すぐに明確な答えが示せるような対応をあらかじめ行政として考えるべきだと思うんですね。金銭的に難しい部分があればこういう制度があるよとか、そういうのを先に拾い出しをしておいて、相談があつてから考えるのではなくて、そういう対象を絞った中で、そういうことをやるべきだと思うんですね。

大人であれば自分でそういう制度を調べて申請するとかできると思うんですけど、子供にそれを自分でやれと言われてもなかなかできないと思いますので、スクールソーシャルワーカーも含め、そういった具体的な拾い出しで、こういう手助けができますという部分を、あらかじめ準備すべきだと思うんですけど、それについて、ぜひ御見解をお願いします。

秋山義務教育課長 まさに、委員御指摘のとおりでございまして、どのようなサービスができるかというところが支援の具体的な方策だと思います。現状におきまして、教育委員会だけで解決できる問題ではございませんので、福祉、子育て等々と連携させていただきながら、今、会議を行っております。その中で、それぞれできる連携、手だて、そういった方々への支援について、今協議をしている最中ではございますので、いただきました御意見等を参考にさせていただきながら、その会議の中で、具体的な支援が図れますように、今後進めていきたいと思っております。

(小学校教員確保推進事業費補助金)

望月(利)委員 教2ページ、小学校教員確保推進事業費補助金について伺います。

この9月定例会で補正予算も提出されており、小学校の教員の確保に向けた新たな事業を創設することとしていますが、その事業の概要と事業を実施することとなった背景についてお聞かせください。

藤原次長・総務課長事務取扱 まず、事業の概要でございますが、教育現場を支える優秀な人材の確保を図るということで、県内の公立小学校に正規教諭として採用されました教員のうち、日本学生支援機構奨学金の貸与を受け返還が予定されている者につきまして、一定期間勤務した者に対しまして、奨学金の返還金の一部を支援するというものになってございます。ただし、大学3年生時に登録いただくことを条件としておるところでございます。

それから、もう1つ御質問いただきました事業実施の背景でございますが、小学校におきましては教員の大量退職の時代を迎えております。そういった中で、採用倍率の低下が著しくなっている状況でございます。そういった中で、優秀な人材の確保は急務な課題と捉えております。そこで、進路決定時期にある大学3年生時に、教員志向のインセンティブを付与するという意味で競争をしていただき、こちらに登録をしていただきまして、登録後も意欲的に勉強に励んでいただいて、優秀な教員の確保につなげたいと考え、今回の補助制度を創設したものでございます。

望月（利）委員 報道各社でも発表されたように、令和4年度の公立小学校の教員採用倍率が1.9倍と、2倍を割っているという報道がありました。大量退職の後、やはり優秀な人材を確保し、子供たちの教育の場のレベルをしっかりと確保しなきゃいけないと、私も考えています。

そこで、どのように利用者の募集や奨学金の返還支援をしていくのか、全体のスキームという部分を具体的にお聞かせください。

藤原次長・総務課長事務取扱 ただいま事業スキームということで、事業の流れにつきまして時系列に従って御説明させていただきたいと思っております。

まず、日本学生支援機構の貸与を受け返還を予定されています大学生3年生を対象にしまして募集を行い、事前登録をしていただきます。事前登録に対しましては、教員検査の受検までの期間に、教員採用情報であるとか本県の学校教育の取り組みなどを紹介しまして、確実に受検につながるよう働きかけてまいりたいと考えております。

次に、大学4年生時に教員選考検査を受検してもらいます。その後、本県の公立小学校に翌年採用された教員1年目に補助金の交付申請をいただきまして、教員選考検査の成績をもとに、18名程度の枠で補助金の交付決定を行いたいと考えております。

そして、教員2年目から11年目までの10年間に分けて、卒業前2年間分の奨学金の返還金の一部について、前年の勤務状況を確認し、補助金を支給してまいりたいと思っております。

なお、短期で離職した場合には補助金を返還してもらうことも想定しております。

また、優秀な社会人を確保する観点からも、社会人の受検者についても2名程度対象にしたいと考えております。

望月（利）委員 教員の確保という部分は、このところ全国的に質の維持と確保が問題になっている中で、この事業に対して、私も非常に期待をしているところであります。

この事業を進めることによって、どのような効果が見込まれるかお聞かせください。

藤原次長・総務課長事務取扱 期待される効果でございますが、教育関係の会社の調査では、教育学部生の大学卒業後進路に向けた準備活動の開始時期というのが、大学2

年生以前の段階では、大学卒業後の進路に向けて準備活動を行っていると答えた学生は13.7%にすぎませんでした。しかし、大学3年生では、前期で45%、後期になりますと82.4%と、その進路希望が確定してまいります。

こうしたことから、教員志願者の確保に向けまして、進路選択期にある大学3年生時に教員志向のインセンティブを付与することは非常に重要であると考えております。

また、事前登録してもらうことによりまして、大学3年生時から本県の学校教育の取り組みや採用情報を発信して理解してもらい、学生に補助対象となるため登録後も意欲を持って勉学に励んでいただくことで、本県教員に採用された時点から高い意識で教職に取り組んでもらえると考えております。

さらに、本補助金の対象とならない周りの学生にも、それらの情報が広がり、本県教員への関心を高めてもらうことも、相乗効果として期待しているところでございます。

(全盲児童生徒学習機会支援事業費)

藤本委員

教6ページ、全盲児童生徒学習機会支援事業費についてお伺いいたします。

御承知のとおり、既に国がGIGAスクール構想を推進しておりまして、昨年度末には、特別支援学校の小学校部及び中学校部にも1人1台端末としてiPadが導入されたとお聞きしています。

私は、目の不自由な方、子供さんにとっても、今回の情報端末の整備は、とても意義の深いものだと思いますし、また、今後、子供たちが、これをうまく利用・活用していくということも非常に重要だと思うんですけど、今回の9月議会におきまして、補正で全盲児童生徒の皆さんの学習機会がより担保されたと思います。これについて幾つかお伺いいたします。

まず、全盲の児童生徒が円滑にICT教育を受けられるように、点字音声情報端末を整備されたとありますが、事業の概要についてお聞かせください。

保坂高校改革・特別支援教育課長 現在、県立盲学校には、全盲の児童生徒がお二人在籍しています。ほかの児童生徒は弱視ですけれども、お二人が全盲であります。

全盲の児童生徒は点字に触れることで文字を読み取りますので、iPadの画面に表示される文字は読み取ることができません。今回導入しようとしている点字音声情報端末は、点字専用のキーボード、それから点字が表示できる機能、点字は凹凸なんですけど、ピンが上下して点字が表示できる機能が備わっております。持ち運びも可能な小型のものになっております。

この端末をiPadと接続することで、iPadの画面に表示されている文字を点字で読むこと、それからキーボードで点字を入力して専用のプリンターを介して紙に点字で出力することができるということで、全盲の児童生徒に対して、よりよい学習環境が提供できるものとなります。

藤本委員

とてもすばらしいことだと思います。

今回、この事業を補正予算に計上するに至ったプロセスといいますか、経緯についてお聞かせください。

保坂高校改革・特別支援教育課長 先ほど申し上げましたように、盲学校に通う児童生徒の多くは弱視でありまして、自由に文字とか写真の大きさを拡大表示することができるiPadは、非常に児童生徒の学習に有効なものとなっております。

一方、全盲の児童生徒のiPadの活用方法ですけれども、当初は音声による入出力が有効だと考えていたんですが、令和元年度に、今回導入するものと同じ点字音声情報端末を指導用に1台導入し、iPadに接続して、その全盲

の児童生徒が実際に使うと、一人で調べたり、調べた内容を文章にまとめることができるなど、学習に非常に有効であることがわかり、導入の必要性を感じていたところでもあります。

このため、文部科学省へ補助事業を要望していたところ、導入の見通しがついたことから、今回、この端末を2台購入する予算を計上させていただいたところです。

藤本委員

今回は2台分の予算ということですが、きっと学校の中で利用されるんじゃないかなとイメージしているんですけど、児童生徒の皆さんが利用されるためには、機械のことをわかっている教員が、ICTの活用なり指導の能力をお持ちでないとならないと思うんです。全盲の児童生徒の皆さんが、購入した2台を滞りなく利用するために、一緒に学ぶ教員への支援は、どのようになっていますでしょうか、お伺いいたします。

保坂高校改革・特別支援教育課長 教員に対しての支援ということでございますけれども、令和元年度に指導用として1台導入しております。こういうことから、教員もiPadと点字音声情報端末をどうつなげて、実際、児童生徒に対してどう指導できるかということはおわかっておりますので、そこら辺は御心配なく活用できるものと思っております。

藤本委員

先生方も、しっかり準備期間を経て、購入したら早速対応できるということで安心しました。

また、児童生徒は、もしかすると学校だけの利用かもしれないんですけど、義務教育の中ではiPad等を持ち帰って家庭でも使うということもあるかなって思うんですけど、全盲の児童生徒の皆さんは、家庭への持ち帰りですとか、あるいは持ち帰ったときに保護者の皆さんのサポートとか、そういった持ち帰ったときに学習環境へどう生かすことができるのか、そこら辺のイメージというか、実態についてお聞かせください。

保坂高校改革・特別支援教育課長 今回、GIGAスクール構想でiPadを導入してございまして、児童生徒が家庭でも使えるようになっております。

この点字音声情報端末につきましては、家庭に持ち帰ることについて、まだ詰めている状況ではございませんので、運用方法は、まずは学校の授業で使うんですけども、家庭への持ち帰りということについては、この場で決まったことを申し上げる状況にございません。

藤本委員

ぜひ、これから試行期間の後に、身近なものですので、どこでも利用したいなという場面で使えるよう、県としても支援していただきたいというお願いが1つと、最後に、今回の補正予算で整備される点字音声情報端末による授業の効果ですとか、学習の効果ですとか、効果は幾つもあると思うんですけど、これらについてお聞かせください。

保坂高校改革・特別支援教育課長 まず、全盲の児童生徒が、弱視の児童生徒と同じようにiPadをみずから操作して授業を受けることができる、これが1点目。

それから、教師や点字が読めない弱視の児童生徒と画面を共有することができますので、協働した学習を行うことが可能だと考えております。

それから、この機器の導入によって、情報活用能力が大きく向上するということがございますので、全盲の児童生徒の卒業後の進路選択にも広がりをもたらす効果も期待できるのではないかと考えております。

藤本委員 いろいろな効果が期待できるようですので、これからの時代、誰もがこういった情報機器を利用して学ぶことができますように、いろんな背景をお持ちの子供さんたちもふえてきていますので、ぜひ、今後、将来の夢ですとか、こういうものを目指したいなという思いが少しでも形になりますように、子供さんたちの、ICTを活用した教育環境の充実を一層取り組んでいてもらいたいと思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第2-16号 ゆきとどいた教育を求めることについて

意見

水岸委員 請願第2-16号、ゆきとどいた教育を求めることについての請願事項の各項目については、県立高等学校長期構想や、やまなし特別支援推進プラン等に基づき、それぞれ取り組みを行っており、教育環境の整備、充実に順次努めていると承知しています。

また、高校授業料無償化については、平成26年度から就学支援金制度と奨学給付金制度が設けられており、当面は両制度の推移を見守っていく必要があることから、継続審査とすることが適当だと考えます。

討論 なし

採決 採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

※所管事項 質疑

(少人数教育と教員の確保について)

早川委員 少人数教育と教員の確保の2つにまたがりますがお伺いします。

もともと、知事が進める少人数教育については賛成の立場ですけど、今年度、小学校1年生に25人学級が導入されて、我々の委員会でも加納岩小学校を、知事も船津小学校に行って、その時点では、各親御さん、生徒さん、教員から、よい効果が聞かれている状況であると思うんです。今後、重要な政策なので、根づかせるためには、その2つの学校だけじゃなくて、そのほかにも多分二十何校あると思うんです。いろんな地域的な問題もあると思うので、もうちょっと体系的にいい点、悪い点をしっかり調べないと、イメージ先行で、今は「いいです、いいです」ってイメージがあると思うので、他の学校についても調べていくべきだと思うんですけど、その辺はいかがですか。

秋山義務教育課長 委員から御指摘いただきました25人学級の導入につきましては、4月に

知事が船津小学校、本委員会が加納岩小学校に視察に行ってくださいました。それ以外にも20校ほど導入する学校が現在ありますので、それにつきましては、いろんな意味で学校の声を拾っていくことが大切だと思いますので、聞き取りを予定しております。

ただ、コロナの関係等がございますので、現状は余り進んでいない状況がございますが、ぜひ、いろんな学校の御意見をいただきながら、今後とも25人学級等について検証してまいりたいと思います。

早川委員 そうすると、他の学校についてもしっかりアンケート的なものをとるという認識でよろしいですね。

秋山義務教育課長 具体的にアンケートという形をとるかどうかはわからないですけども、必ず、その学校における25人学級のいろんな状況については調査をしてみたいと思います。

早川委員 改めて、今は1年生ですけど、来年は2年生ですか。重なるかもしれないですけど、1学年を25人学級にすることによって、どのくらい予算がかかるんですか。改めてお願いします。

藤原次長・総務課長事務取扱 こちらにつきましては、児童生徒数等がはっきりしないと試算ができないんですが、今後進めていく上では、1学年で3億円ぐらいかかるのではないかと想定しているところでございます。

早川委員 3億円かかるということですが、今度は3年生に関してです。たしか導入の前に、今年度は、有識者というか、外部の人を入れての検討会を立ち上げたと思うんです。3年生に導入するに当たって、だんだん学年が上に行くに当たっては違う要素が入ってくると思うんで、私は、同じような検討会を立ち上げるべきだと思うんですけど、検討会を立ち上げる方針とか意向はどうなっていますか。

三井教育長 先ほどのお話とあわせて御説明申し上げます。今年度は、そういった予算も検討会も用意してございませんが、内部的に、25人学級を導入する前と後の子供たちの比較をしたり、あるいは子供たちの自己肯定能力的な意味での気持ちの内容を調査したりということで、今年度、基本的な調査を実施して、評価の準備をしたいと考えています。

委員御指摘の、外部の有識者を含めた意見を聞きながらということは、来年度以降実施して、3年生の学年進行について結論を出していきたいということで予定しております。

早川委員 教育長から、今年度はアンケートをとって、しっかりと状況を把握し、来年度3年生に上げるときも、外部の意見を入れて、効果とかをしっかりと把握すると答弁をいただきました。3億円かかりますから、やっていただきたいと思います。

もう1点、先ほどから出ている教員の確保ですが、なかなか教員の人たちの人気もない中で奨学金を免除するというんですけど、私は前回の委員会でも言ったんですけど、県内でも優秀で教育に熱心な学生がいて、恐らく19人の推薦があると思うんです。私は推薦枠をふやしていくべきだと思っていて、まずは、山梨県内の推薦枠について、ふやしていく意向はありますか。

三井教育長 委員御指摘のとおり、今年度、推薦枠を設けさせていただいて、教職の検査をさせていただきました。結論から言いますと、非常に優秀な生徒が多かったというのが感想でございます。

そういった意味で、そういう意欲のある学生たちが頑張れる機会を設けるといのは非常にいいことだと考えています。ただ、ボリューム的にどのくらいが適当かというのは、全体で見ながら考えるべきだと思っております。現在、検査が終わった段階ですので、方向性が決まっているわけではないんですが、ただ、結果としては、非常に効果があったんじゃないかという認識をしている状況でございます。

早川委員 そういう効果がある中で、この間、教員試験が終わりました。もう1点、県外の、特に都内で山梨県に興味を持っている学生が、コロナ禍もあって非常にふえてまして、山梨県内の推薦枠だけじゃなくて、都内の教育系の大学で、山梨県はこういうメリットがあってという、都内の学生とか県外の学生についても、移住対策とか人口減少の対策の観点からも推薦枠をふやしていくべきだと思うんですけど、この辺についても方向性なり、議論をしていくべきだと思うんですが、その辺はいかがですか。

三井教育長 今回、債務負担行為をお願いしております新しい奨学金の支援事業も含めまして、さまざまな手法やツールを使う中で優秀な学生を幅広く集めてまいりたいと。ぜひ、いろいろなことを検討してまいりたいと思っております。

(峡南高校と増穂商業高校閉校後の利用状況)

望月(利)委員 学校施設の有効活用について聞きたいと思っております。

少子高齢化の中、今、県内各地で学校施設が閉校になってきている。そして、私の地元である峡南地域も、高校の再編の中で、峡南高校と増穂商業が統合して青州高校ということでスタートしております。

そこで、まず1つ、峡南高校もしくは増穂商業高校の閉校後の今の利用状況と、その跡地をどう活用していくのかということをお聞かせください。

古屋学校施設課長 まず、増穂商業につきましては、今まで県庁の各課に利用の照会をしていましたが、利用の希望がなく、地元の富士川町が増穂中学校と鯉沢中学校との統合中学校として利活用したいという申し出がありましたので、今年度4月から事務レベルで協議を進めておりました。

今般、建物及びその敷地の取り扱いの方針等について富士川町と協議が調ったために、令和3年8月24日に基本協定書を締結いたしました。

その基本協定書に基づいて、この9月補正予算を計上しているんですが、町では、令和5年4月に、この跡地に統合中学校を開設する予定と聞いております。

また、峡南高校につきましては、増穂商業と同様に、今年度4月からは利用しておりません。ここも県庁内で3回にわたって利用希望の照会を行いました。が、県の利用希望は今のところございません。

地元の身延町に利用希望の意向を確認しておりますが、町でも峡南高校のある地域に廃校を有していて、まず、そちらの利活用を優先したいということで、今のところ利活用の希望はない状態でございます。

今後につきましては、公共的利用優先という考え方はございますが、それを基本としつつ、公共の利用計画がない場合には民間等への売却も検討していきたいと思っております。

望月（利）委員 峡南高校については、なかなか使ってもらえないということですので。建物というものは、利用しないと朽ち果てていってしまっていて、すぐ壊れてしまうので、ぜひとも何か利活用してもらいたいということでございます。

それと、増穂商業のことについてなんですが、8月に協定書を結ばれたということですが、私は、その経過も何も聞いていない。県から地元で正式に譲っていくというようなことは、どういった時間軸の中で決まっていたんでしょうか。それで、その間に議会への説明がなかったと思いますが、議会の議決を経ずに譲渡を進めていいのでしょうか。その2点について。

三井教育長 今回の増穂商業高校の処分でございますが、これにつきましては、先ほど課長から説明がありましたとおり、年度当初に譲渡の意向申し出があつて、話を進めていたということでございます。底地が寄附地等もある、あるいは建物も非常に老朽化しているということで、制度上の問題で言うと、譲渡についての議決は不要なものということでございますが、特に地元の関係もございましたので、地元の望月委員に総務部の理事から途中で数度お話をさせていただいているかと思いますが、教育委員会からは直接なかったという状況かと存じます。

そういった意味では、十分に御報告申し上げていなかったということで、この場をおかりしておわびを申し上げたいと思います。

望月（利）委員 やはり、手続上しっかりとオフィシャルなところで手続を進めながら協定を進めなきゃいけないと思っております。ですから、先ほど説明があつた8月の協定は、議会の議決を経てないんで、私は無効だと思っております。要は、議会の議決を経る前に、勝手に執行部で進めてしまうということがいいのかどうか。私はまずいと思っております。私は無効だと思っておりますが、どう考えますか。

三井教育長 先ほどちょっと説明ございましたが、協定、覚書につきましては、あくまでも事務的に進めさせていただきましたという、それ自体でお怒りいただくというのは申しわけないんですが。今回、その方向で設計費を予算として計上させていただいたということで、この予算の中で議論、議決をいただけたと思っております。よろしくお願ひします。

望月（利）委員 手続的に乱暴だと思いませんか。教3ページに出ている、増穂商業の解体の予算を盛って、譲渡の協定も認めろという部分。これが議決されたから、これで進めていくよ、議会の了解を得たって、このやり方は執行部としてよくないですし、議会として、それはしっかり言っていかなきゃいけないと思ひます。解体費を盛ったからって、その土地を譲渡する協定書も認めたことになるということはある得ないと思ひますが、その辺どうでしょうか。

三井教育長 今回結ばせていただきました協定は、県庁内部の譲渡のルールを逸脱していないということで、内部的な事務処理として特に問題なかったというのが我々の判断でございました。そういう意味で、説明がその上でも不足だということにつきましては、この場をかりましておわび申し上げたいと思ひます。

望月（利）委員 教育長に答弁いただくと本当に心苦しいんですが、ここについては、しっかり訴えなければいけないと思ひしております。

内部的な部分ということでありますから、議会の議決は関係なく協定はルール上大丈夫ということですから、私は、正式な文書ではないと認識しておりま

す。全体としての意思決定ではないと思っております。

これからの進め方、議決、もしくは、その進め方について、正式な部分はいつ手続を進めていくのかというのが1点。

実は、私は地元から「県議知っているんですか。令和3年の3月に町長が所信表明で『中学校の統合だ』と言い出した」と。保護者説明会を一度しか開いていない。保護者は、集まったはいいけど、もう統合ありき。富士川町の中学校をつくってと統合ありきの話だったと。とても子供たちを預けられないということで、私に届いている声は、ほぼ100%と言っていいぐらい、この統合について反対しているような状況。それを私は受けて、具体的なことは何も聞いてないよって、こういう説明はできないですよ。

しっかり、手続的にちゃんと議会の議決を経てから、こういう予算を出していくことをしないといけないと思うんですが、どうでしょうか。

三井教育長 過去の譲渡の例を見ましても、議決の案件として出すのはなかなか難しいものがあつたと思います。

ただ、説明不足だという意味では、委員御指摘のとおりと理解いたしました。どうも申しわけありませんでした。

望月（利）委員 本当に、教育長に頭を下げていただいて、心情的にはあれですけど、私は、やっぱり手続的に納得できないし、この予算を認めるという部分には至っていない状況です。具体的なもの、どう進めていくのかということ、もう一度議会にもしっかり投げさせていただきながら、順を追って進めていってほしいということを申し入れさせていただきます。

ちょっと話を切りかえて、令和3年3月の町長の所信表明の中で、令和5年4月に開校すると。2年で開校していくという本当にタイトなスケジュールです。当然、これは町の教育委員会が決めていくことですが、先ほど私が言ったとおり、地元の保護者の同意をほとんど得ていない中で、強行的に進めていくと言っても過言でもないような富士川町の教育委員会もしくは町のやり方について、県の教育委員会はどのようなスタンスで考えているのでしょうか。

教育行政というのは、こういう短い期間に学校を壊して、新しいものをつくっていくということは、私は肌触りとしてそぐわないと思いますが、担当課長、いかがでしょうか。

古屋委員長 暫時休憩いたします。

古屋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
それでは、先ほどの望月委員の質問に対して答弁をお願いします。

三井教育長 失礼いたしました。
今回の案件につきましては、事前に十分な説明ができていなかったという御指摘を受けました。

改めまして、これまでの経緯と今後のスケジュールを整理いたしまして、委員会に御説明をさせていただく機会を設けさせていただくということで、ぜひ御了承いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

望月（利）委員 教育長から答弁をいただきまして、協定書という部分は執行部側の正式な文書ではないと認識をいたしました。その協定書の内容もまた改めてお知らせいただきながら、行政の議決を踏まえた県全体の譲渡の意思の決定のタイミングとか、そういったものも丁寧にお伝えいただきながら、しっかりと、とも

に前に進めていければなと思っておりますし、議論も重ねていければなと思っておりますので、ぜひ、よろしくお願いいたします。

その他

- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成並びに委員長報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件については配付資料のとおり決定された。
- ・閉会中の継続審査案件に関する調査の日時・場所等の決定は委員長に委任された。
- ・県内調査を10月22日に実施することとし、詳細については後日連絡することとした。

以 上

教育厚生委員長 古屋 雅夫